

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 2023年11月14日

【四半期会計期間】 第17期第3四半期(自 2023年7月1日 至 2023年9月30日)

【会社名】 株式会社グラッドキューブ

【英訳名】 GLAD CUBE Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役CEO 金島 弘樹

【本店の所在の場所】 大阪府大阪市中央区瓦町二丁目4番7号

【電話番号】 06 - 4400 - 2188

【事務連絡者氏名】 取締役CFO 西村 美希

【最寄りの連絡場所】 大阪府大阪市中央区瓦町二丁目4番7号

【電話番号】 06 - 4400 - 2188

【事務連絡者氏名】 取締役CFO 西村 美希

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第16期 第3四半期 累計期間	第17期 第3四半期 累計期間	第16期
会計期間	自 2022年1月1日 至 2022年9月30日	自 2023年1月1日 至 2023年9月30日	自 2022年1月1日 至 2022年12月31日
売上高 (千円)	1,119,524	1,050,348	1,480,636
経常利益 (千円)	366,736	124,186	455,536
四半期(当期)純利益 (千円)	241,333	84,892	297,162
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-
資本金 (千円)	284,888	369,950	369,890
発行済株式総数 (株)	7,924,800	8,162,400	8,136,000
純資産 (千円)	1,091,149	1,402,015	1,316,974
総資産 (千円)	2,616,058	2,908,116	2,908,069
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	32.45	10.43	39.13
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	30.77	9.95	38.61
1株当たり配当額 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	41.7	48.2	45.3

回次	第16期 第3四半期 会計期間	第17期 第3四半期 会計期間
会計期間	自 2022年7月1日 至 2022年9月30日	自 2023年7月1日 至 2023年9月30日
1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失() (円)	7.45	1.39

- (注) 1. 当社は、四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため記載しておりません。
3. 1株当たり配当額については、配当を実施していないため記載しておりません。
4. 当社は、2022年6月11日付で株式1株につき6株の株式分割を行っております。そこで、第16期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり四半期(当期)純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益を算定しております。
5. 当社は2022年9月28日に東京証券取引所グロース市場に上場しており、第16期第3四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については新規上場日から第16期第3四半期会計期間の末日までの平均株価を、第16期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については新規上場日から第16期の末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。

2 【事業の内容】

当第3四半期累計期間において、当社において営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当第3四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営成績の状況

当第3四半期累計期間における日本国経済は、新型コロナウイルス感染症による行動制限が徐々に緩和され、経済活動は正常化に向かう動きが見られました。しかしながら、世界的な金融引締め等を背景とした海外経済の減速、金融資本市場の変動や物価上昇、中国経済の先行き、国内金融政策の動向等による国内景気への影響を注視する必要があり、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社の属するデジタルトランスフォーメーション市場は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う一時的な需要の急増は収まったものの、デジタル活用が社会に定着したことで活況が続いていると見ております。また、国内インターネット広告市場においては引き続き成長が続いており、2022年にはテレビ・新聞・雑誌・ラジオのマスコミ四媒体合計を上回る3兆912億円(前年比14.3%増)規模に拡大しており(出所:「2022年 日本の広告費」株式会社電通)、社会のデジタル化が進むなかで今後も継続して拡大することが見込まれます。

このような状況下、当社では前事業年度に引き続き、サイト解析ツールの機能拡充、動画制作体制の強化、競馬予想AIのサービス拡大、オンラインセミナーの実施、YouTubeチャンネルでの発信等、拡大を続けるインターネット広告市場とインターネット利用者のニーズに応えるべくソリューションを提供してまいりました。人員面におきましては、今後の業績拡大を図るため積極的な採用を進めたことで、当第3四半期累計期間においてエンジニア等を前期末比24名増員しました。

この結果、当社の当第3四半期累計期間の経営成績は、売上高1,050,348千円(前年同期比6.2%減)、営業利益122,949千円(前年同期比67.1%減)、経常利益124,186千円(前年同期比66.1%減)、四半期純利益84,892千円(前年同期比64.8%減)となりました。

セグメント別の業績は以下のとおりであります。

SaaS事業

インターネット広告市場及びEC市場の拡大に伴い、ウェブサイト解析、Google社提供のGoogle Analytics 4活用需要を取り込み、当社ウェブサイト解析ツールSiTestの利用アカウント数及びウェブサイト制作案件が順調に推移いたしました。

この結果、当第3四半期累計期間における売上高は465,534千円(前年同期比10.6%増)、セグメント利益は257,144千円(前年同期比0.5%増)となりました。

マーケティングソリューション事業

インターネット広告市場は成長しているものの、一部の取引先においてインハウス化による離反や予算減額など、広告費を抑える動きも見られたことに加え、人的投資の強化を行ったことにより費用が増加しました。

この結果、当第3四半期累計期間における売上高は513,267千円(前年同期比11.3%減)、セグメント利益は213,017千円(前年同期比41.4%減)となりました。

SPAIA事業

マーケティング施策により、競馬ファンなどからの当社サービスへの認知度が向上したことで、自社開発の競馬AI予想サービスの無料会員数が増加しました。一方、サービス拡充のための開発の強化や広告宣伝等の先行投資のため、費用が継続的に発生しており、これらに加え人的投資の強化を行ったことにより費用が増加しました。

この結果、当第3四半期累計期間における売上高は71,546千円(前年同期比40.4%減)、セグメント損失は139,978千円(前年同四半期は83,545千円の損失)となりました。

(2) 財政状態の状況

(資産)

当第3四半期会計期間末における資産の残高は2,908,116千円となり、前事業年度末に比べ46千円増加いたしました。これは主に法人税の納付等による現金及び預金の減少63,755千円、売掛金の減少62,101千円、投資事業組合への出資による投資有価証券の増加87,811千円、ソフトウェアの増加15,746千円によるものであります。

(負債)

当第3四半期会計期間末における負債の残高は1,506,100千円となり、前事業年度末に比べ84,995千円減少いたしました。これは主に新規借入による長期借入金の増加171,646千円、未払法人税等の減少106,258千円、買掛金の減少97,260千円、契約負債の減少60,788千円によるものであります。

(純資産)

当第3四半期会計期間末における純資産の残高は1,402,015千円となり、前事業年度末に比べ85,041千円増加いたしました。これは主に利益の計上による利益剰余金の増加84,892千円によるものであります。

(3) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(4) 経営方針・経営戦略等

当第3四半期累計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第3四半期累計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(6) 研究開発活動

該当事項はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、当社の経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

なお、当社は2023年10月23日開催の取締役会において、workhouse株式会社との事業の一部譲受に関する契約を締結することについて決議し、同日付けで本契約の締結を行い、同年10月24日付で当該事業の事業譲受を完了しております。

詳細につきましては、「第4 経理の状況 1 四半期財務諸表 注記事項（重要な後発事象）」に記載のとおりであります。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	29,700,000
計	29,700,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (2023年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (2023年11月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	8,162,400	8,200,200	東京証券取引所 グロース市場	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式であります。 単元株式数は100株であります。
計	8,162,400	8,200,200	-	-

(注) 2023年10月1日から2023年10月31日までの間に、新株予約権の権利行使により、発行済株式数が37,800株増加しております。なお、提出日現在発行数には、2023年11月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

第9回新株予約権

決議年月日	2023年8月9日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 2
新株予約権の数(個)	10,000
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 10,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	526(注)2
新株予約権の行使期間	自 2025年9月1日 至 2033年8月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 526 資本組入額 263(注)4
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権について譲渡、担保権の設定、その他一切の処分をすることができないものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当第9回新株予約権の発行時(2023年9月1日)における内容を記載しております。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、普通株式1株であります。

ただし、新株予約権発行日以降、当社普通株式につき株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載に同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り上げるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとします。

2. 新株予約権発行日以降、下記の事由が生じた場合は、行使価額を調整します。

- (1) 当社が、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 当社が、行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整に生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合またはその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 新株予約権(以下本項ないし(注)5までにおいて「本新株予約権」という。)の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員又は顧問、社外協力者その他これに準ずる地位にあることを要します。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではありません。

- (2) 新株予約権者が死亡した場合、相続人による本新株予約権の権利行使はできるものとします。

- (3) 新株予約権者は、新株予約権の行使においては、下記、において定める期間区分(以下、本期間区分とする。)に従って、その一部又は全部を行使するものとします。ただし、当社の取締役会の決議がある場合は、本期間区分によらない新株予約権の行使を認めることができるものとします。

権利行使開始日(当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場した初日を指すものとする。)から1年間は、割り当てられた新株予約権の個数の40%までを限度として行使することができるものとします。

で定める期間が経過した日より1年間は、の年で行使した個数を含め、割り当てられた新株予約権の個数の70%までを限度として行使することができるものとします。

で定める期間が経過した日より後は、割り当てられた新株予約権の全てを行使することができるものとします。

- (4) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによります。

4. 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)1に準じて決定します。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)2で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。

新株予約権を行使することができる期間

上記の「新株予約権の行使期間」の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記の「新株予約権の行使期間」の満了日までとします。

新株予約権の行使の条件

上記(注)3に準じて決定します。

増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとします。

新株予約権の取得事由

下記(注)5に準じて決定します。

5. 当社は、以下の事由が生じた場合、本新株予約権を取得することができるものとします。

- (1) 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき、株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、取締役会決議がなされた場合)には、当社は本新株予約権を無償にて取得することができるものとします。
- (2) 上記(注)3に定める規定に基づく新株予約権の行使の条件を満たさず本新株予約権を行使できなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合は、当社は新株予約権を無償にて取得することができるものとします。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2023年9月30日	26,400	8,162,400	60	369,950	33	359,886

(注) 1. 新株予約権の行使による増加であります。

2. 2023年10月1日から2023年10月31日の間に、新株予約権の行使により、発行済株式数が37,800株、資本金は562千円、資本準備金は528千円増加しております。

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（2023年6月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2023年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 8,134,400	81,344	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 1,600	-	-
発行済株式総数	8,136,000	-	-
総株主の議決権	-	81,344	-

【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 退任役員

役職名	氏名	退任年月日
常勤監査役	奥田 和良	2023年6月30日

(2) 異動後の役員の男女別人数及び女性比率

男性6名 女性3名（役員のうち女性の比率33.3%）

第4 【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間(2023年7月1日から2023年9月30日まで)及び第3四半期累計期間(2023年1月1日から2023年9月30日まで)に係る四半期財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年12月31日)	当第3四半期会計期間 (2023年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,158,234	2,094,478
売掛金	414,423	352,321
貯蔵品	139	-
前渡金	160,821	137,010
その他	34,089	75,342
貸倒引当金	2,855	532
流動資産合計	2,764,852	2,658,620
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	20,831	24,048
減価償却累計額	7,000	8,115
建物附属設備(純額)	13,830	15,933
工具、器具及び備品	4,686	5,977
減価償却累計額	3,054	3,826
工具、器具及び備品(純額)	1,631	2,151
有形固定資産合計	15,461	18,084
無形固定資産		
ソフトウェア	56,009	71,756
ソフトウェア仮勘定	15,407	14,403
無形固定資産合計	71,417	86,159
投資その他の資産		
投資有価証券	-	87,811
長期前払費用	3,178	2,459
繰延税金資産	24,736	16,560
その他	20,123	32,223
投資その他の資産合計	48,038	139,054
固定資産合計	134,916	243,298
繰延資産		
株式交付費	6,244	4,518
社債発行費	2,055	1,678
繰延資産合計	8,300	6,196
資産合計	2,908,069	2,908,116

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年12月31日)	当第3四半期会計期間 (2023年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	394,835	297,574
1年内償還予定の社債	40,000	40,000
1年内返済予定の長期借入金	139,121	195,361
未払金	171,655	158,546
未払費用	62,032	82,631
未払法人税等	106,258	-
未払消費税等	41,912	21,806
契約負債	177,622	116,834
その他	24,897	28,939
流動負債合計	1,158,334	941,693
固定負債		
社債	140,000	100,000
長期借入金	292,761	464,407
固定負債合計	432,761	564,407
負債合計	1,591,095	1,506,100
純資産の部		
株主資本		
資本金	369,890	369,950
資本剰余金	359,853	359,886
利益剰余金	587,229	672,122
株主資本合計	1,316,974	1,401,959
新株予約権	-	56
純資産合計	1,316,974	1,402,015
負債純資産合計	2,908,069	2,908,116

(2) 【四半期損益計算書】

【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自 2022年1月1日 至 2022年9月30日)	当第3四半期累計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年9月30日)
売上高	1,119,524	1,050,348
売上原価	60,350	116,931
売上総利益	1,059,173	933,416
販売費及び一般管理費	685,672	810,467
営業利益	373,501	122,949
営業外収益		
受取利息	13	19
受取手数料	5,512	5,364
債務勘定整理益	-	4,230
その他	3,346	430
営業外収益合計	8,872	10,044
営業外費用		
支払利息	3,298	3,072
投資事業組合運用損	-	1,990
その他	12,339	3,744
営業外費用合計	15,638	8,806
経常利益	366,736	124,186
税引前四半期純利益	366,736	124,186
法人税、住民税及び事業税	116,824	31,118
法人税等調整額	8,578	8,175
法人税等合計	125,402	39,294
四半期純利益	241,333	84,892

【注記事項】

(会計方針の変更等)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を第1四半期会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、当第3四半期累計期間の四半期財務諸表に与える影響はありません。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自 2022年1月1日 至 2022年9月30日)	当第3四半期累計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年9月30日)
減価償却費	11,003千円	19,364千円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期累計期間(自 2022年1月1日 至 2022年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

(単位：千円)

	報告セグメント				調整額 (注1)	四半期 損益計算書 計上額 (注2)
	SaaS 事業	マーケティング ソリューション事業	SPAIA 事業	計		
売上高						
顧客との契約から生じる収益	420,865	578,519	120,140	1,119,524	-	1,119,524
その他の収益	-	-	-	-	-	-
外部顧客への売上高	420,865	578,519	120,140	1,119,524	-	1,119,524
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-	-
計	420,865	578,519	120,140	1,119,524	-	1,119,524
セグメント利益又は損失()	255,966	363,275	83,545	535,696	162,194	373,501

(注) 1. セグメント利益又は損失()の調整額 162,194千円は、主に各報告セグメントに配分していない一般管理費等の全社費用であります。

2. セグメント利益又は損失()は、四半期損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第3四半期累計期間(自 2023年1月1日 至 2023年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

(単位：千円)

	報告セグメント				調整額 (注1)	四半期 損益計算書 計上額 (注2)
	SaaS 事業	マーケティング ソリューション事業	SPAIA 事業	計		
売上高						
顧客との契約から生じる収益	465,534	513,267	71,546	1,050,348	-	1,050,348
その他の収益	-	-	-	-	-	-
外部顧客への売上高	465,534	513,267	71,546	1,050,348	-	1,050,348
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-	-
計	465,534	513,267	71,546	1,050,348	-	1,050,348
セグメント利益又は損失()	257,144	213,017	139,978	330,182	207,233	122,949

(注) 1. セグメント利益又は損失()の調整額 207,233千円は、主に各報告セグメントに配分していない一般管理費等の全社費用であります。

2. セグメント利益又は損失()は、四半期損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自2022年1月1日 至2022年9月30日)	当第3四半期累計期間 (自2023年1月1日 至2023年9月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益	32.45円	10.43円
(算定上の基礎)		
四半期純利益(千円)	241,333	84,892
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(千円)	241,333	84,892
普通株式の期中平均株式数(株)	7,437,729	8,143,033
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	30.77円	9.95円
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	405,359	387,349
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

- (注) 1. 当社は、2022年6月11日付で株式1株につき6株の株式分割を行っております。そこで、第16期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益を算定しております。
2. 当社は2022年9月28日に東京証券取引所グロース市場に上場しており、前第3四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、新規上場日から前第3四半期会計期間の末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。

(重要な後発事象)

(事業の一部譲受)

当社は、2023年10月23日開催の取締役会において、workhouse株式会社（代表取締役社長：橋本 典明、本社：東京都江東区）との事業の一部譲受に関する契約を締結することについて決議し、同日付で本契約の締結を行い、同年10月24日付で当該事業の事業譲受が完了いたしました。

(1) 事業譲受の概要

相手先企業の名称及び譲り受ける事業の内容

相手先企業の名称 workhouse株式会社

譲り受けた事業の内容 AI開発・運用、受託開発、医療DX開発及び医療サービスに関わる運用、画像解析

事業譲受を行った主な理由

AI領域におけるコア人材・技術力獲得による今後の事業拡大への貢献期待のため。

事業譲受日

2023年10月24日

事業譲受の法的形式

現金を対価とする事業譲受

(2) 譲受事業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	400,000千円
取得原価		400,000千円

(3) 主要な取得関連費用の内容及び金額

現時点では確定しておりません。

(4) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点では確定しておりません。

(5) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

現時点では確定しておりません。

(6) 譲受事業の経営成績

現時点では確定しておりません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2023年11月14日

株式会社グラッドキューブ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 笹山 直孝

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 内田 聡

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社グラッドキューブの2023年1月1日から2023年12月31日までの第17期事業年度の第3四半期会計期間（2023年7月1日から2023年9月30日まで）及び第3四半期累計期間（2023年1月1日から2023年9月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社グラッドキューブの2023年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。